

1 12月6日付けの追加指定（12月8日午前0時以降適用開始）

検疫所の宿泊施設での待機期間の変更

待機なし → 3日間待機：インド(マハーラーシュトラ州)、オーストラリア(首都特別地域)、米国(コネチカット州、ネブラスカ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、メリーランド州、ワシントン州)

2 水際強化措置に係る指定国・地域一覧

(1) 検疫所の宿泊施設での10日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（10か国）

アンゴラ、エスワティニ、ザンビア、ジンバブエ、ナミビア、ボツワナ、マラウイ、南アフリカ共和国、モザンビーク、レソト

(2) 検疫所の宿泊施設での6日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（12か国）

イスラエル、イタリア、英国、オーストラリア(ニューサウスウェールズ州、北部準州)、オランダ、韓国、スウェーデン、ドイツ、ポルトガル、トリニダード・トバゴ、ベネズエラ、ペルー

(3) 検疫所の宿泊施設での3日間待機(退所後、入国後14日目まで自宅等待機)措置の対象国・地域（39か国・地域）

アイルランド、アラブ首長国連邦、インド(カルナータカ州、マハーラーシュトラ州)、オーストラリア(首都特別地域)、オーストリア、ガーナ、カナダ(アルバータ州、オンタリオ州、ケベック州、ブリティッシュ・コロンビア州)、ギリシャ、サウジアラビア、スイス、スペイン、チェコ、デンマーク、ナイジェリア、ノルウェー、ブラジル(サンパウロ州)、フランス、仏領レユニオン島、米国(カリフォルニア州、コネチカット州、コロラド州、ニューヨーク州、ネブラスカ州、ハワイ州、ペンシルベニア州、マサチューセッツ州、ミズーリ州、ミネソタ州、メリーランド州、ワシントン州)、ベルギー、香港、ルーマニア

アルゼンチン、ウクライナ、ウズベキスタン、エクアドル、ケニア、コスタリカ、コロンビア、スリナム、ドミニカ共和国、トルコ、ネパール、ハイチ、パキスタン、フィリピン、モロッコ、モンゴル、ロシア(沿海地方、モスクワ市)

※ 「-----」の国・地域は、オミクロン株に対する指定国・地域（計40）

※赤字は、外国人の再入国原則拒否対象国。

※12月4日以降、青字の国からの帰国者等のうち、有効なワクチン接種証明書保持者については、検疫所の宿泊施設での3日間待機ではなく、14日間の自宅等待機を求めている。